

年金トピック

2023年4月13日
団体年金事業部

第21回 社会保障審議会 企業年金・個人年金部会の開催

4月12日(水)に第21回社会保障審議会 企業年金・個人年金部会が開催されました。

議事は以下のとおりです。

- (1) 私的年金制度(企業年金・個人年金)に関する今後の検討における主な視点
- (2) 有識者からのヒアリング

また、厚生労働省より、今後の部会において関係団体からのヒアリングを実施するとの発言がありました。厚生労働省のホームページに資料が掲載されていますので、以下のリンク先にてご確認ください。なお、別紙にて議事の概要および各委員の主な発言をまとめております。

○厚生労働省ホームページ 社会保障審議会(企業年金・個人年金部会)

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho_163664_00006.html

【ご参考】年金通信

<https://nenkintsushin.dai-ichi-life.co.jp/>

※これまでの企業年金・個人年金部会に関する年金通信が閲覧可能です。

以上

第21回企業年金・個人年金部会について (議事の概要・各委員の主な発言)

2023年4月13日
第一生命保険株式会社
団体年金事業部

一生涯のパートナー

第一生命

 Dai-ichi Life Group

- 確定給付企業年金を「DB」、確定拠出年金を「DC」と表記しています。
- 特に断りがない限り、本資料に記載の図表は企業年金・個人年金部会に提示された資料をもとに作成しています。

議事の概要

- 始めに、厚生労働省より、今後の私的年金制度改正検討の主な視点例として3点挙げられました。【資料1】
- その後、3名の有識者よりそれぞれプレゼンテーションが行われました。【資料2～4】
- 最後に、各委員からコメントおよび質疑応答が行われました。

議事	発表者	プレゼンテーションの概要
私的年金制度(企業年金・個人年金)に関する今後の検討における主な視点 【資料1】	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ● 私的年金制度の今後の検討にあたって考えている主な視点は以下の3点である。 <ol style="list-style-type: none"> ① 働き方・ライフコースによらず 公平・中立的に豊かな老後を支援する制度構築 ② 導入・利用の阻害要因を除去し、より多くの国民が制度を活用できる環境整備 ③ 制度の運営状況を検証・見直し、国民の資産形成を促進するための環境整備 ● なお、これらは意見を考える際の参考であり、他の論点を排除するものではない。
公私役割分担の考え方と年金政策 【資料2】	石田 成則 氏 関西大学 政策創造学部教授	<ul style="list-style-type: none"> ● 公的施策は私的年金の阻害要因でなく、いまは目標水準の明確化の意義がある。 ● 私的年金の上乗せの役割には限界があり、保険機能発揮には政策的誘導が必要。 ● P.6にある施策はOECD各国でも考えられているが、十分効果が発揮できていない。 ● 対GDPの私的年金資産の推移は国ごとに異なる。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ デンマーク・オランダ・カナダは、様々な育成策を取ることでかなり上昇。 ✓ フランス・ドイツ・イタリアなど公的年金の役割が中心の国ではほぼ上昇せず。 ✓ 日本は30%程度で横ばい。私的年金を育成して水準を上げるのか、水準維持するのか、いま大きな分岐点にあると思う。
公的年金と私的年金の新たな役割分担「WPP」とは 【資料3】	谷内 陽一 委員 株式会社第一生命 経済研究所 主席研究員	<ul style="list-style-type: none"> ● 私的年金が終身年金を提供しづらい現状では、就労延長(Work longer)・私的年金等(Private pensions)・公的年金(Public pensions)をどう選ぶか個々が考えるべきだ。 ● 公私年金の柔軟性を背景に、その選択を容易にできる環境が整ってきている。 ● 税制の見直し、在職老齢年金の廃止、老後所得の「見える化」、アドバイザーの育成など、さらなる環境整備が必要。
私的年金制度に関するコメント 【資料4】	上田 憲一郎 氏 帝京大学 経済学部教授	<ul style="list-style-type: none"> ● これから力を入れるべきは、以下の3点である。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 中小・零細企業、個人事業主、非正規労働者への適用拡大 ✓ 60歳以降の取崩し期の取崩し方、年金の受取り方、資産が不足したときの対応 ✓ これから社会に出る大学3・4年生への広報活動 ● 公的年金のモデルケースで共働きにもフォーカスする必要がある。

各委員の主な発言

● 各委員の主な発言の内容は以下の通りです。

(1) 資料1の視点例に関連するコメント

[金子委員(株式会社野村総合研究所金融デジタルビジネスリサーチ部 エキスパート研究員)]

- 視点例①については、日本は諸外国に比べて受給期の利用率が極めて低い。つまり一時金選好が強い。この点において、**諸外国と同等の利便性が確保されているのか、という確認**が必要。受給開始後に適切に受給するために、加入中に必要なことはないのか？なども検討が必要。
- 視点例②では制度の分かりやすさを求められているが、一方で**公平性の観点も考えると複雑になりがち**。個人個人がいくらまで拠出できるか分かるようになることが肝要。企業型DC以外の方にも分かりやすくする必要はある。簡素化という点では、**マイナンバー活用など**で確実に前に進めてほしい。

[富樫委員(全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会 賃金政策部専門部長)]

- **視点例①にあるような私的年金制度の構築が必要と言うのは労働組合として同じ意見**。働き方の多様化に伴ってポータビリティの拡充などが必要だと思う。移換先がDBの場合は、受け入れ可能という規約がないと受け入れられないが、そのような記載がない規約はどれくらいか、なぜ記載がないのか、ということは調査してほしい。そのうえで、例えば規約に記載を強制するなど議論したい。
- 視点例②については、**非正規労働者への普及促進も重要**だ。法令では特定の者について不当に差別的なものではないものとされているが、すべての労働者に企業年金制度をカバーしたうえで、企業への支援も検討いただきたい。

[小林(司)委員(日本労働組合総連合会総合政策推進局生活福祉局長)]

- 視点例について、DB法DC法とも、第1条の目的に「公的年金の給付と相まって」と書かれており、**公的年金との兼ね合いでの企業年金の改革が必要**と思う。
- 視点例②について、企業型DCと個人型DCを一括して扱うのは問題だと思っている。

(2) 金融商品取引法改正に関連するコメント

[小林(由)委員(日本経済団体連合会社会保障委員会年金改革部会部会長代理)]

- 金融商品取引法の改正に関しては、企業年金制度関係者に次回以降説明してほしい。**具体的にどんな議論があるのか、説明してほしい**。

[鮫島オブザーバー(企業年金連合会理事長)]

- **金融商品取引法改正の顧客本位の業務運営**について、これによって**新たな規制を課せられるのでは、という不安が多くある**。今後の説明の中では、厚労省として企業年金に新たに規制やガイドラインを求めるのか、という考えを伺いたい。

各委員の主な発言

(3)WPPに関連するコメント

[小林(洋)委員(日本商工会議所社会保障専門委員会委員)]

- ・ 私は中小企業の経営者だが、中小零細企業では深刻な人手不足。いま働いている高齢者にもいかに就労してもらうかが重要。**高齢者でも意欲がある方は、働いた方がよりよい収入を得られるような仕組みが必要。**
- ・ 公的年金保険と私的年金保険の役割をWPPの理念に基づいて再整理するのは大変参考になった。就労延長に関する考えはほぼ私と同じ。
- ・ 高齢期については、労使で労働条件を調整した上で無理なく働いてもらうことはありうる。しかし、**働くとも年金収入が減るために就労延長への阻害要因**となる。これを見直すためには私的年金制度だけではなく、セットで公的年金の見直しが必要であるため、**その点を踏まえて谷内さんは在職老齢年金の廃止を主張されているのだと思う。**
- ・ 年金財政、将来世代の受け取り見込み額への影響を踏まえつつ、丁寧な議論を行ってほしい。

[谷内委員(株式会社第一生命経済研究所主席研究員)]

- ・ 就労延長についてもそのとおりだし、繰下げ受給についても、支給停止部分は増額されない。そうした不確実性を排除するためにも、在職老齢年金の廃止が望ましいと思う。

[藤澤委員(早稲田大学大学院会計研究科講師)]

- ・ WPPの考え方はいいと思う。こういう考え方が世に広がってほしいと思う。
- ・ **インフレリスクもある。**例えばDCだと実質で見たときの拠出限度額が下がっている。毎年調整すると事務が大変だし、課題はある。
- ・ (質問: 谷内委員へ) **私的年金等がインフレリスクを担うべきか、担うべきではないか？**

[谷内委員(株式会社第一生命経済研究所主席研究員)]

- ・ インフレに対応できる商品があればよいと思うし、**WPPの中で対応できるものとしたら、公的年金と就労がある**ので、こうしたことを活用したらどうか。制度ごとにどうしても対応できないところもあるので、多様な制度で対応していくといった視点ではないか。

(4)金融教育に関連するコメント

[森戸部会長(慶応義塾大学大学院法務研究科教授)]

- ・ (質問: 上田氏へ) 学生にとって分からない制度がたくさんある企業が、どうして成長させてくれる企業だと学生は感じるのか？

[上田氏(外部有識者: 帝京大学経済学部教授)]

- ・ 中小企業のオーナーは従業員を大切にしている。
- ・ DC導入企業(接客業)で、社員が自分の人生を自分で考えるようになった、新聞を読むようになった、など従業員の意識が変わる効果があった。
- ・ DC投資教育すると、40~50代の方からもっと早くこういう話も聞きたかったと言われる。
- ・ それらを考えると、こういう**プライベートなところを用意して、従業員のことを大切に考えてあげていると印象を得られるツールになっている**のでは。

[富樫委員(全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会 賃金政策部専門部長)]

- ・ (質問: 谷内委員へ) 本人がすべての制度を知っていないと制度を選択できないと思うが、どういうタイミングで知ってもらうか、意見はあるか？

[谷内委員(株式会社第一生命経済研究所主席研究員)]

- ・ 金融経済教育推進機構での取組等、金融教育に関して**金融機関の横串を刺して対応する公的機構で対応できるのではないかと**思う。

各委員の主な発言

(5) 専門のアドバイザー育成に関連するコメント

[小林(洋)委員(日本商工会議所社会保障専門委員会委員)]

- ・ (質問: 谷内委員へ) 相談・助言ができる専門家育成については私も主張しており賛同するが、**専門家の確保・活用・育成について**、どのように進めるべきか？

[谷内委員(株式会社第一生命経済研究所主席研究員)]

- ・ **老後資産を形成するための手段は色々あり、特定のもののみを取り上げるべきではない**と思っている。相談・助言ができる専門家はそのような視点をもってアドバイスしてほしいと考える。複数の制度を組み合わせた視点を持った専門家が育成されるとよい。

[小林(洋)委員(日本商工会議所社会保障専門委員会委員)]

- ・ (質問: 上田氏へ) 企業の経営アドバイザーの社労士やDCプランナーなどがいるが、さらに踏み込んで、事業主・従業員双方に対する公的な個別相談窓口ができないか？と思っている。**私的年金拡大における公的機関が担う役割**について意見を聞きたい。

[上田氏(外部有識者: 帝京大学経済学部教授)]

- ・ 相談には税理士・社労士・商工会議所・金融機関が担ってきた。
- ・ どういう機関が担うかは検討が必要だが、**公的機関が担う身近に相談できる窓口があればいい**と思っている。

[小林(洋)委員(日本商工会議所社会保障専門委員会委員)]

- ・ 企業経営者としては、どこに相談したらいいかわからない。**私的な機関だと利害関係もある**ので、ぜひ検討してほしい。

[岩城委員(NPO法人みんなのお金のアドバイザー協会副理事長)]

- ・ 顧客の立場に立ったアドバイザーが必要となっているが、**金融経済教育推進機構での正しい知識を持ったアドバイザー育成**が重要。
- ・ 働き方のプランが大切で、公的年金と自助努力をいかに組み合わせるかがカギ。こうした視点を浸透させてほしい。